

横浜市就職サポートセンター事業 業務委託 業務説明資料

本資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務委託の条件となるものではない。

1 件名

横浜市就職サポートセンター事業 業務委託

2 事業の目的

就労支援に関する市民向けの総合案内窓口を設け、来所者や電話での問合せに対し、本事業の支援メニューや市内就労支援機関等の案内を行うコンシェルジュ機能を整備する。求職者に対する個別相談を通し、本人の現状や適性などを踏まえ、個々の事情に対応した適切な就労支援の案内や、本事業における支援を行い、相談から就職後の定着支援までの一貫したサポートに取り組むことで、効果的な就労支援を実施する。

支援にあたっては、年間を通した市民への広報活動及び就労支援機関や市内中小企業との連携を構築し、求職者への安定的な就労支援体制を推進していく。

3 事業の概要

(1) 事業期間

令和3年度から令和5年度の3か年とする。

(2) 契約期間

ア 委託契約は単年度ごとの締結とする。

イ 令和3年度の委託期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日とする。

ウ 令和4年度及び令和5年度の委託契約については、それぞれ令和3年度、令和4年度の業務実績等の履行状況を適正に審議した上で、局業者選定委員会で次年度の契約を決定する。

エ 翌年度以降において予算の減額又は削除があった場合は、当該事業は縮小又は中止する。

オ 令和3年度及び令和4年度の局業者選定委員会で、次年度の契約の相手方として決定されなかった場合は、その理由を付して通知する。

(3) 概算業務価格

ア 令和3年度の参考見積書は、業務価格31,280千円(税込)を上限として作成すること。

イ 提案書は、令和4年度及び令和5年度の業務価格の上限を31,280千円(税込)と想定し作成すること。ただし、このことをもって令和4年度及び令和5年度の業務価格を拘束又は保証するものではない。

(4) 履行場所

横浜市技能文化会館(横浜市中区万代町2丁目4番地7)3階の一部(約200㎡)

(5) 事業対象者

市内在住・在勤・在学で就職を希望する18歳以上の者。ただし、支援メニューによっては、対象が限定される。

(6) 委託内容

別添「横浜市就職サポートセンター事業 業務委託仕様書」(以下「業務委託仕様書」という。)のとおり。

4 委託業務概要

(1) 委託内容

- ア 就労支援総合案内窓口業務
- イ 個別相談業務
- ウ 就職支援セミナー業務
- エ 若年者向けインターンシッププログラム業務
- オ 再就職を目指す女性向けインターンシッププログラム業務
- カ シニア向け就職支援プログラム業務
- キ インターンシップ受入企業等開拓業務
- ク マッチング支援業務
- ケ 就職後の定着支援業務
- コ 相談記録の管理及び分析業務
- サ 事業の広報、関係機関との連携業務

(2) 提出物

- ア 業務報告書（月報）
- イ 業務完了報告書（年報）
 - ・冊子（A4版 簡易製本） 4冊
 - ・電子データ：USBメモリに記録したもの 1式
 - ・その他業務関連資料（電子データ及び紙データ） 1式

5 条件・仕様など

(1) 参考見積書の内訳

参考見積書は、業務価格を上限 31,280 千円（税込）として作成すること。事業費等の金額の内訳は、提案する事業内容によるものとする。

(2) その他仕様

- ア 別添 「業務委託仕様書」のとおり
 - ※当事業において最低限実施していただきたい内容となっている。これらに加えて、成果を上げるために効果的と考える支援メニューがある場合には、適宜企画書にて提案すること。
- イ 労働関係その他の法令及び本市契約関係規定や「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」「WEB ページ作成基準」等関係法令を遵守すること。

6 委託料の支払い

委託料は、4 回以内の部分払いとし、業務報告書（月報）及び部分完了に係る委託完了届出書の受領後、市で検査確認した後支払うものとする。なお、最終の支払いについては、業務完了報告書（年報）の検査確認後に支払うものとし、支払金額は、委託費全額から支払済額を差し引いた額を上限とする。

7 契約時の仕様書の確定

契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、横浜市と受託者との間で協議を行い、詳細な仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。